

**市有財産の貸付（一般競争入札）案内書**  
**（蒲原町平面駐車場）**

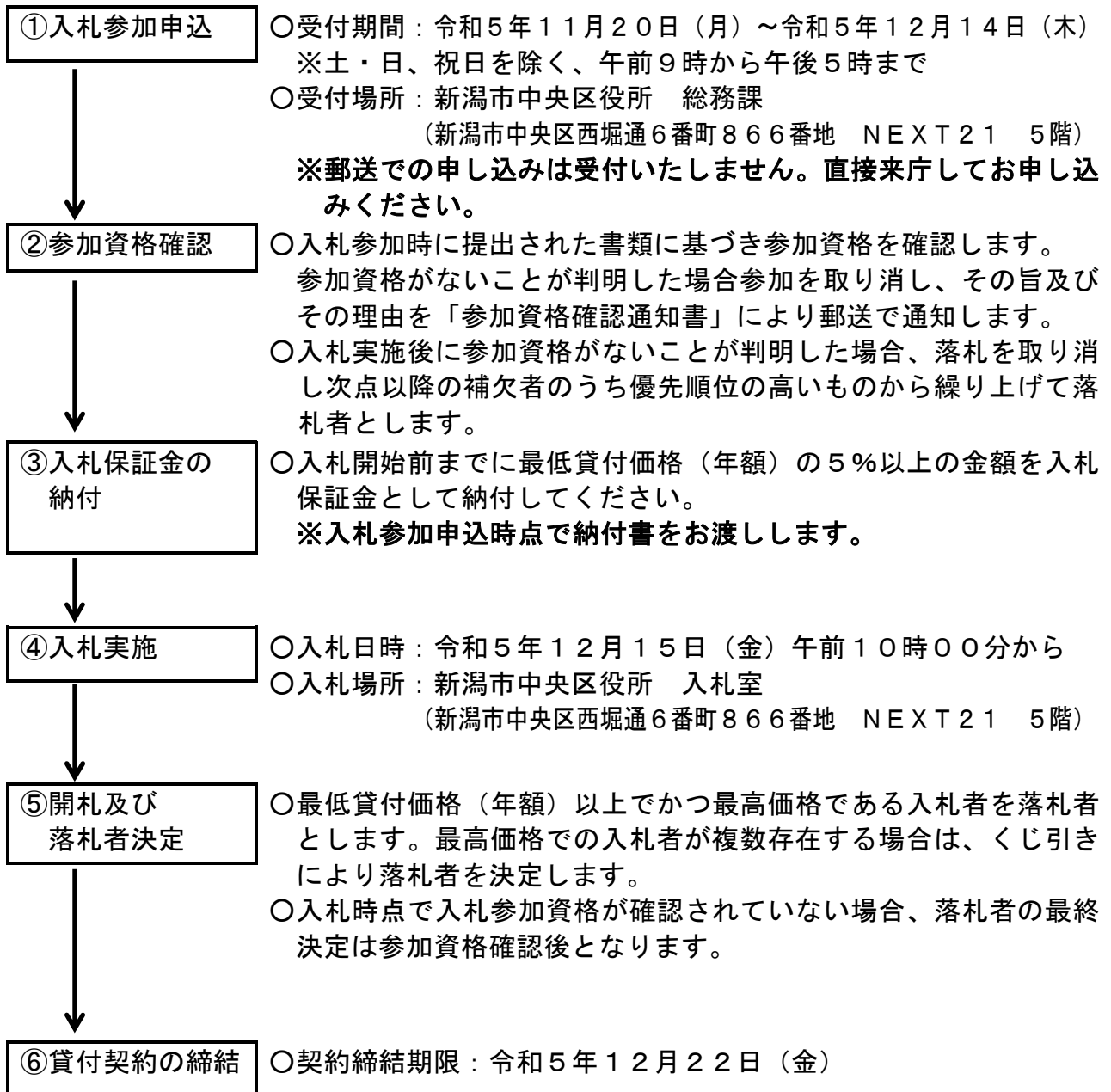
**入札日：令和5年12月15日（金）**

**新潟市中央区役所総務課**

## 目 次

	ページ
◆ <u>申し込みから契約締結までの流れ</u> . . . . .	1
◆ <u>一般競争入札のご案内</u>	
1 貸付物件 . . . . .	2
2 入札参加資格 . . . . .	2
3 用途の指定及び制限、使用上の制限 . . . . .	2
4 貸付期間 . . . . .	3
5 質疑応答 . . . . .	3
6 入札参加申込方法 . . . . .	3
7 入札及び開札の日時、場所 . . . . .	4
8 入札に必要な書類など . . . . .	4
9 入札保証金 . . . . .	4
10 入札 . . . . .	5
11 開札 . . . . .	5
12 落札者の決定 . . . . .	5
13 落札者が辞退した場合 . . . . .	5
14 契約の締結と貸付料の支払い . . . . .	6
15 調書（物件調書・案内図・明細図） . . . . .	7
16 市有財産賃貸借契約書（案） . . . . .	9
◆ <u>入札応募書類様式</u>	
様式1 質問票 . . . . .	13
様式2 市有財産の貸付（一般競争入札）参加申込書 . . . . .	14
様式3 入札書（申込人が直接入札される場合） . . . . .	15
様式4 入札書（申込人が代理人に委任した場合） . . . . .	16
様式5 委任状 . . . . .	17
様式6 同意書 . . . . .	18
様式7 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 . . . . .	19
様式8 名簿（役員等一覧表） . . . . .	20
封筒記載例 . . . . .	21
申込受付場所・入札会場 案内図 . . . . .	22
問い合わせ先 . . . . .	22

◆ 申し込みから契約締結までの流れ



## 一般競争入札のご案内

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、新潟市が定める最低貸付価格以上で最高の価格をもって入札した者を貸付契約の相手方とするものです。

この物件の入札に参加を希望される方は、次の各事項をよく読み、内容を十分把握したうえでお申し込みください。

### 1 貸付物件

区分	所在地	地目	貸付面積 (㎡)	最低貸付価格 (年額・円)
土地	中央区蒲原町1-9	宅地	97.27	222,164

※貸付物件の詳細は、物件調書（7ページから8ページ）をご覧ください。

（注1）現地説明会は実施いたしませんので、申し込みにあたり現地をご確認のうえお申し込みください。

（注2）貸付物件は現状有姿のまま貸付することとなります。

（注3）貸付物件の資料閲覧を希望される方は、中央区役所総務課（22ページ案内図参照）までお越しください。

閲覧期間は、令和5年11月20日（月）から12月14日（木）までとします。

（土・日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

### 2 入札参加資格

（1）入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。

※2名以上の連名（共有）による入札参加もできます。

（2）次の事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- ① 成年被後見人
- ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後2年を経過していない者
- ⑤ 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第6条に規定する排除対象者
- ⑥ その他、借受人として適さないと市長が判断する者

（3）入札参加時に提出された書類に基づき、参加資格を確認します。参加資格がないことが判明した場合、参加を取り消し、その旨及びその理由を「参加資格確認通知書」により郵送で通知します。

入札実施後に参加資格がないことが判明した場合、落札を取り消し、次点以降の補欠者のうち優先順位の高いものから繰り上げて落札者となります。

### 3 用途の指定及び制限、使用上の制限

（1）指定用途

貸付物件の用途は原則として平面駐車場（時間貸駐車場、月極駐車場を含む）・資材置場等原状回復が容易な「平面利用」に限定し、現状有姿でお貸しします。

## (2) 用途制限

ア 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。

### イ 風俗営業等の禁止

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、及び同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

### ウ 暴力団事務所等への使用禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできません。

エ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。

オ その他、市長が公序良俗に反すると認める用途の場合は、使用することはできません。

## (3) 使用上の制限

貸付物件の使用において、建築物の建築はできません。

## 4 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。契約期間満了後について、協議のうえ再契約することができます。なお、貸付期間には、物件の現状変更及び原状回復に要する期間を含むものとします。

## 5 質疑応答

本件に関する質問を令和5年12月5日（火）午後5時まで受け付けます。質問のある方は質問票（様式1）を使用し、ファックス又は電子メールで送信してください。書面以外の方法では受付いたしません。全ての回答内容ほか、修正があった事項について、随時、本市のホームページに掲載します。

## 6 入札参加申込方法

### (1) 申込書類

入札に参加しようとする方は、下記申込書類をご提出ください。

① 市有財産の貸付（一般競争入札）参加申込書（様式2をご利用ください）

② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式7・様式8をご利用ください）

③ 添付書類（発行日から1ヶ月以内のもの）

【個人の場合】住民票（抄本）・・・1通（マイナンバーの記載が無いもの）

【法人の場合】登記事項証明書（現在事項証明書）、定款又は寄附行為（原本証明が必要）・・・各1通

（注1）2名以上の連名（共同名義）で申し込む場合は、共同名義全員の添付書類が必要です。

（注2）申込人が、未成年、被保佐人等の場合は、同意書（様式6）が必要です。

### (2) 受付期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月14日（木）まで  
（土・日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

### (3) 受付場所

新潟市中央区役所 総務課

（新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階）

#### (4) その他

- ① 申込書等の提出は、受付場所へ直接持参してください。  
※郵送での申し込みは受付いたしません。直接来庁してお申し込みください。
- ② 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
- ③ 申し込みを受け付けたときは、次の書類を交付します。入札に参加される方は、手続き及び必要事項の記入を行ったうえ、入札日に必ず持参してください。
  - ・入札保証金返還指定金融機関届出書
  - ・入札保証金の納入通知書

### 7 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札日 令和5年12月15日(金)
- (2) 受付時間 午前9時50分から午前10時00分
- (3) 入札時間 午前10時00分から
- (4) 開札開始時間 入札終了後直ちに開始します。
- (5) 入開札場所 新潟市中央区役所 入札室(22ページ案内図参照)  
(新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階)

※入札時間に遅れた場合は入札参加の取りやめと判断しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

### 8 入札に必要な書類など

- (1) 入札書(様式3、様式4)
- (2) 封筒(参加者が用意してください。大きさや記載例は21ページ参照)
- (3) 入札保証金領収書
- (4) 委任状(様式5)(代理人が入札する場合のみ)  
※法人の場合、従業員(役員を含む)が参加される場合は必要となります。
- (5) 印鑑(代理人が入札を行う場合は代理人の印鑑)  
※入札書に押した印鑑をご用意ください。  
※入札に関する全ての書類には、同一の印鑑をご使用ください。
- (6) 身分を証明する書類(運転免許証等)

### 9 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付  
入札に参加される方(入札参加者)は、最低貸付価格(年額)の100分の5以上の入札保証金を入札開始前までに、市が交付する納付書(納入通知書)にて金融機関に納付してください。※納付書(納入通知書)は、入札参加申込時にお渡しいたします。
- (2) 入札保証金の返還等
  - ① 落札者の場合  
落札者の入札保証金は返還しませんが、契約締結の際、貸付料の一部に充当します。落札者が指定された契約締結日までに契約を締結しないときは、当該落札は取消しとなります。この場合の入札保証金は、市に帰属することになります。
  - ② 落札者以外の方の場合  
落札者以外の方が納付した入札保証金は還付します。後日指定された金融機関の口座に振り込みますが、振り込みまでに3週間程度の期間を要します。(還付を受ける金融機関や、入札保証金の納付日により、振り込みに要する期間が異なることがありますのでご了承ください。)  
※入札保証金は、その受入期間について利息を付けませんので、ご了承ください。

## 10 入札

### (1) 入札の方法

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、入札書は封筒に入れてください。封筒には申込人の住所・氏名を記載したうえ封印し、入札執行者の指示に従って入札書をご提出ください。
- ② 入札は、申込人以外の方が行うこともできます。この場合には、入札の受付時において、委任状をご提出ください。法人の場合、従業員（役員を含む）が参加される場合は必要となります。
- ③ 入札保証金領収書は受付時にご提示ください。

### (2) 入札金額の表示

入札金額は、借受価格の年額（最低貸付価格以上の額）を表示してください。

### (3) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書き換え、差し換え、撤回をすることはできません。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、当該入札行為を無効とします。

- ① 入札に参加する者に必要な資格がない者及び申込人の委任を受けていない者が入札したとき
- ② 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札をしたとき
- ③ 入札金額が最低貸付価格に達しない金額で入札したとき
- ④ 入札者が入札保証金を納付せず、または納付した入札保証金が最低貸付価格（年額）の100分の5以上の額に達しないとき
- ⑤ 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたとき
- ⑥ 入札書等の押印を必要とする場所に押印のない入札をしたとき
- ⑦ 入札書の金額を訂正した入札をしたとき
- ⑧ 脅迫による入札をしたとき
- ⑨ 入札者が不当に価格をせり上げ、またはせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたとき（入札執行職員が認める場合において全部の入札を無効とします。）
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札をしたとき

## 11 開札

(1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。

(2) 開札会場には、入札申込者またはその受任者並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができません。

## 12 落札者の決定

落札者は、最低貸付価格（年額）以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者として、ただし、最高の価格をもって有効な入札を行った者が、複数存在する場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

## 13 落札者が辞退した場合

落札者が何らかの事情により契約を辞退したときは、当該落札者の次に高い金額を入札した者を契約者として、なお、貸付料は、その額とします。

#### 14 契約の締結と貸付料の支払い

- (1) 落札者は、入札の日から起算して10日以内に貸付契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結されない場合は、契約決定は無効となりますので、ご注意ください。※貸付契約の締結期限：令和5年12月22日（金）
- (2) 落札者が、入札前に入札保証金として最低貸付価格（年額）の100分の5以上の入札保証金を入金した金額は、貸付料の一部に充当します。
- (3) 落札者は、契約書の規定に基づき発行する納付書（納入通知書）により、貸付料等を指定された期日までに納入しなければなりません。
- (4) 貸付契約締結に必要なもの
  - ① 印鑑（入札書に押印したもの）
  - ② 収入印紙 契約に必要な印紙税額
- (5) 落札者は、契約の履行を担保することができる連帯保証人を立てさせなければなりません。契約の締結の際に、連帯保証人欄に本人から署名捺印が必要です。
- (6) 連帯保証人の要件  
次のいずれかの要件を満たすものとします。
  - (ア)新潟市内に居住を有し、引き続き2年以上の間、固定資産税年額1万円以上を納めている者
  - (イ)新潟市内に居住を有し、固定した収入をもって独立の生計を営む者
  - (ウ)新潟市内に事務所を有し、当該債務の保証能力を有する団体

※契約時には連帯保証人の、納税証明書、所得証明書の写しを提出してください。また、事務所を有する団体は、財務諸表等の経営関係資料の写しを提出してください。

（証明書発行手数料は各自の負担によるものとします。）

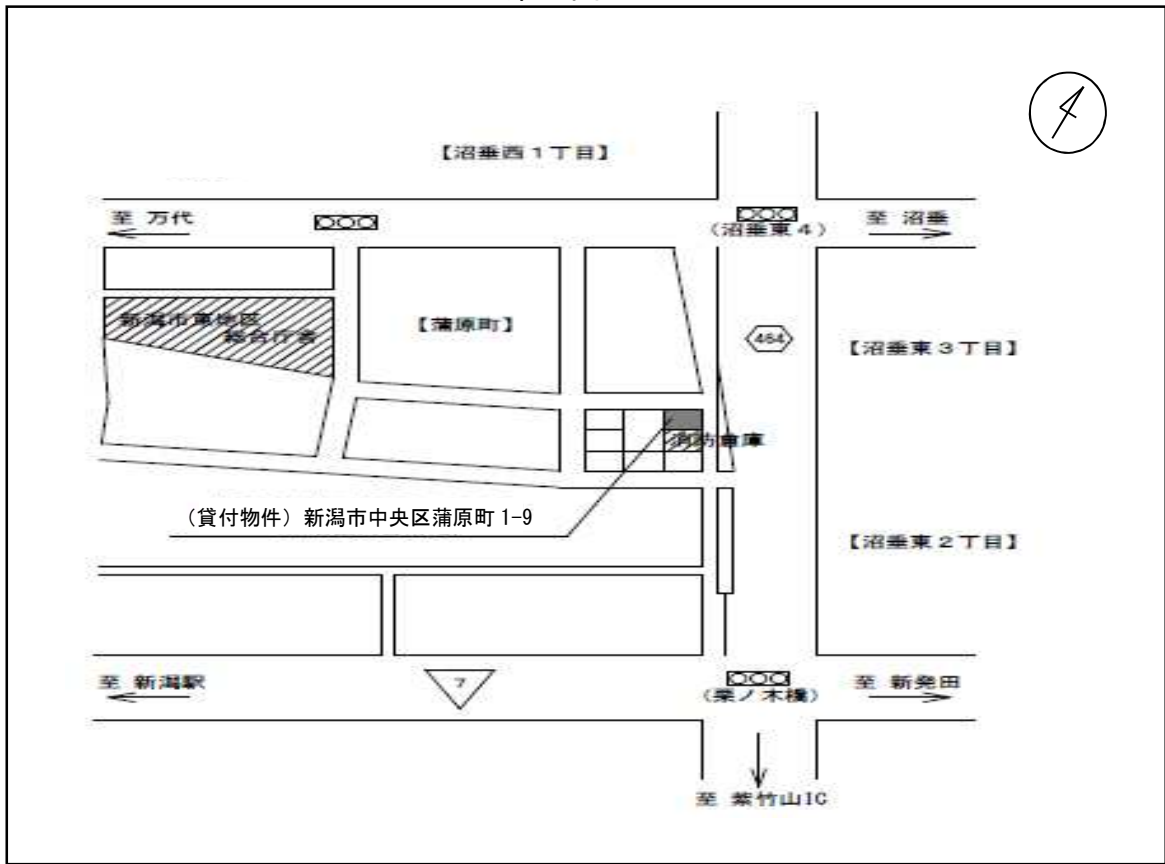
※連帯保証人が個人で、かつ、事業用の債務保証の場合、債務者は、連帯保証人に対し、債務者の財務に関する情報を提供する義務があります。情報提供したことの確認のため、情報提供確認書を提出してください。（情報提供確認書の様式は契約時にお渡しします。）



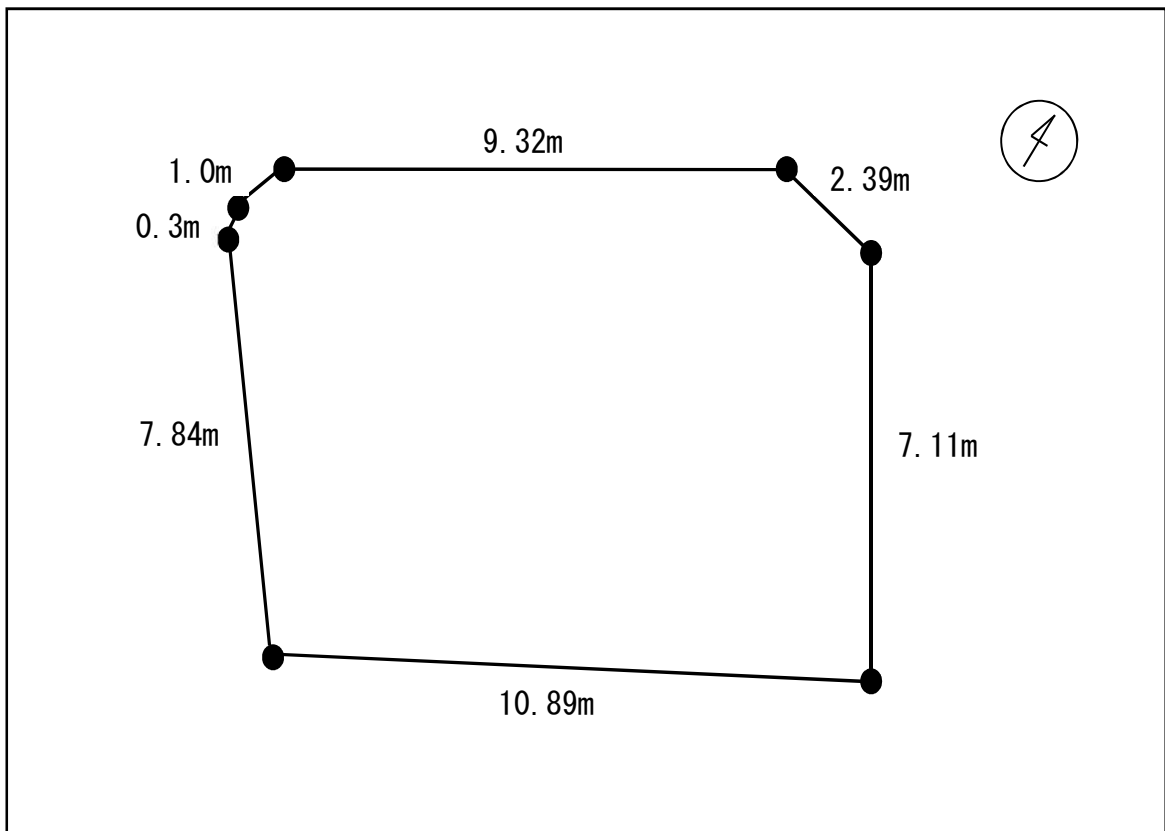
15 調書

物件番号 1	物 件 調 書				
所 在 地	中央区蒲原町1-9				
地 積	(実測) 97.27㎡	地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造	北側幅員約4.5メートルの舗装道路(市道)に接する 東側幅員約6.6メートルの舗装道路(市道)に接する				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	近隣商業地域			
	建ぺい率	容積率			
	その他の制限	無し			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無し		負担の内容	
供給処理施設の状況	供給処理施設	事業所名		電話番号	
交通機関	バス	新潟交通「蒲原町」バス停まで約150メートル			
	鉄道	JR「新潟」駅まで約1キロメートル			
公共施設 (現地から)	施設名		現地からの距離		
	新潟市中央区役所東出張所		約170メートル		
	新潟市立中央図書館		約330メートル		
	新潟市立万代長嶺小学校		約380メートル		
	新潟市中央区東地域保健福祉センター・新潟市立万代保育園		約530メートル		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧沼垂交番跡地です。</li> <li>・現況貸付のため、砂利敷きとなります。</li> <li>・貸付物件の用途は平面利用に限定し、現状有姿でお貸しします。</li> </ul>				

案内図



明細図



## 16 市有財産賃貸借契約書（案）

収入  
印紙

### 市有財産賃貸借契約書

貸付人新潟市（以下「甲」という。）と借受人▲▲（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、甲が所有する別紙表示の財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を、平面利用の用途として自ら供さなければならない。

2 乙は、前項の使用目的を変更しようとする場合、書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額〇〇〇〇〇円とする。

（貸付料の納付）

第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年次	納付金額	納付期限
第1年次	▲円	令和6年4月30日
第2年次	▲円	令和7年4月30日
第3年次	▲円	令和8年4月30日
第4年次	▲円	令和9年4月30日
第5年次	▲円	令和10年5月1日

（遅延損害金）

第7条 乙は、第5条による貸付料、第14条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則（昭和59年規則第19号）で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

（契約不適合の際の責任）

第9条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（使用上の制限）

第10条 乙は、貸付物件の形質変更又は当該物件上に所在する工作物等の現状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項に定める申請があったときは、その可否の決定を書面により乙に通知するものとする。

(物件保全義務等)

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができるものとする。

(実地調査等)

第12条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(貸付物件の引渡し)

第13条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

(違約金)

第14条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第3条又は第8条に定める義務に違反又は第15条の2に該当した場合は、金▲▲、▲▲▲円

(2) 第10条第1項又は第12条に定める義務に違反した場合は、金▲▲、▲▲▲円

2 前項に定める違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 甲又は他の公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とする場合

(2) 乙がこの契約に定める条項に違反した場合

(暴力団排除措置による契約解除)

第15条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。(以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。))であると認められる場合

(2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められる場合

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

(4) 役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合

(5) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(貸付物件の返還)

第16条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了した場合又は前2条の規定により契約が解除されたときは、自己の負担において貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めるときはこの限りでない。

2 乙が、前項に定める措置を履行しない場合において甲がこれを執行したときは、それに要した経費は、すべて乙が支弁するものとする。

(貸付料の精算)

第17条 甲は、第15条又は第15条の2の定めにより契約が解除された場合には、既納の貸付料を日割で精算し、未経過期間にかかる貸付料を乙に還付するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は第4条に定める貸付期間が満了し、契約が更新されないとき又は第15条若しくは第15条の2の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還しようとするときは、乙が支出した必要経費又は有益費等があってもその償還等の請求をすることができないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙が、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(特約又は特例等の措置)

第21条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

(連帯保証契約)

①連帯保証人が個人の場合	第22条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額▲▲, ▲▲▲万円の範囲内で連帯して保証する。
②連帯保証人が法人の場合	第22条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(契約更新等)

第23条 乙は、貸付期間が満了後引き続き貸付物件を賃借しようとするときは、貸付期間満了の3か月前までに書面で甲に協議しなければならない。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項について問題が生じたとき、又はこの契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年12月▲日

貸付人 (甲) 新潟市  
新潟市長 中原 八一

借受人 (乙) 住所 ▲▲  
氏名 ▲▲ 印

連帯保証人 住所 ▲▲  
氏名 ▲▲ 印

別紙

第2条の規定による貸付物件の表示  
土地

物件の所在	地番	種目	地積
中央区蒲原町	1-9	宅地	97.27 m <sup>2</sup>

第21条の規定による特約または特例等の事項

乙は、連帯保証人に変更が生じた場合は、速やかに甲に届け出ること。

# 質 問 票

年 月 日

住所・所在 \_\_\_\_\_

氏名・名称 \_\_\_\_\_

(法人の場合担当者氏名 )

(法人の場合担当者所属 )

(電 話 番 号 )

( F A X 番 号 )

令和5年11月20日付で入札参加受付申込が開始された市有財産（蒲原町平面駐車場）の貸付に係る入札について、次のとおり質問します。

質 問 事 項

※共同入札の場合は、代表者の住所・所在、氏名・名称を記入してください。

※法人の方が質問される場合は、担当者の方の電話番号、FAX番号を記入してください。

※記入欄が足りない場合は、記入欄を増やすか本書を複写してください。

様式 2

市有財産の貸付（一般競争入札）参加申込書

年 月 日

新潟市長 様

申込人 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 申込人 住 所 \_\_\_\_\_  
 (共同名義者) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

次の市有財産の貸付における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

物件番号	物件の所在地	地 積 (平方メートル)
1	中央区蒲原町 1 - 9	97.27

私は、新潟市が実施する上記市有地の貸付けにあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者ではありません。
- 2 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかったもので、当該事実があった後 2 年を経過していない者ではありません。
- 3 新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 6 条に規定する排除対象者ではない者であることについて、様式 7 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書を提出します。
- 4 貸付に対し、貸付物件、主な貸付契約条項、貸付条件等すべて承知のうえ申し込みます。

（注 1）申込者が個人の場合は、住民票（抄本）を 1 通提出してください。  
 また、申込者が法人の場合は法人登記事項証明書並びに定款又は寄附行為（原本証明が必要）を各々 1 通提出してください。

（注 2）入札参加資格(2)－②に該当する場合は、様式 6 同意書を 1 通提出してください。

（注 3）法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。



様式3 (申込人が直接入札される場合に使用します)

## 入 札 書

年 月 日

新潟市長 様

申込人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

申込人 住 所 \_\_\_\_\_  
(共同名義者)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

物件番号	物件の所在地	地 積 (平方メートル)
1	中央区蒲原町1-9	97.27

入 札 金 額 (年額)	十 億				百 万				千				円				

「市有財産の貸付（一般競争入札）案内書」に記載された内容をすべて承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- (注1) 入札者本人の住所、氏名を記載し、押印してください。
- (注2) 入札金額はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。
- (注3) 入札金額は年額で記入することとし、最低貸付価格以上の金額を記載してください。
- (注4) 入札金額を書き損じたときは、再度作成してください。
- (注5) 使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。
- (注6) 法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

様式4 (申込人が代理人に委任した場合には使用します)

## 入札書

年 月 日

新潟市長 様

申込人 住所 \_\_\_\_\_  
(委任者) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

申込人 住所 \_\_\_\_\_  
(共同名義者・委任者) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
(受任者) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

物件番号	物件の所在地	地積 (平方メートル)
1	中央区蒲原町1-9	97.27

入札金額 (年額)	十億	百万	千	円

「市有財産の貸付（一般競争入札）案内書」に記載された内容をすべて承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- (注1) 入札者本人の住所、氏名を記載し、押印してください。
- (注2) 入札金額はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。
- (注3) 入札金額は年額で記入することとし、最低貸付価格以上の金額を記載してください。
- (注4) 入札金額を書き損じたときは、再度作成してください。
- (注5) 使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。
- (注6) 法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

様式 5

委 任 状

受任者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、上記の者を受任者と定め、次の「市有財産の貸付（一般競争入札）」に関する一切の権限を委任します。

物件番号	物件の所在地	地 積 (平方メートル)
1	中央区蒲原町 1 - 9	97.27

年 月 日

新潟市長 様

委任者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

委任者 住 所 \_\_\_\_\_  
(共同名義者)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

- (注 1) 使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。
- (注 2) 法人の場合は、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

様式6 (申込人が未成年者、被保佐人等の場合に使用します)

## 同意書

年 月 日

新潟市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

入札申込者との関係 \_\_\_\_\_

下記の者が入札に参加することに

として同意します。

入札申込者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

## 様式 7

# 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、一般競争入札の参加申込を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕  
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕  
(ふりがな)  
氏 名

生年月日  
(大正・昭和・平成) 年 月 日

様式 8

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

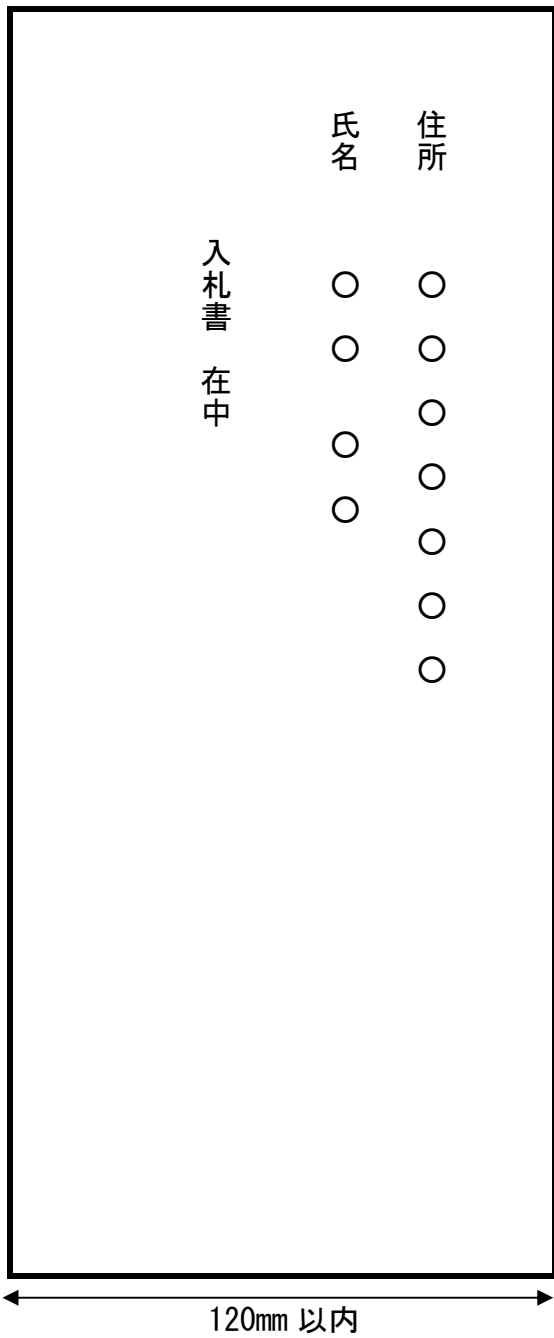
役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11年 11月 11日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

\* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

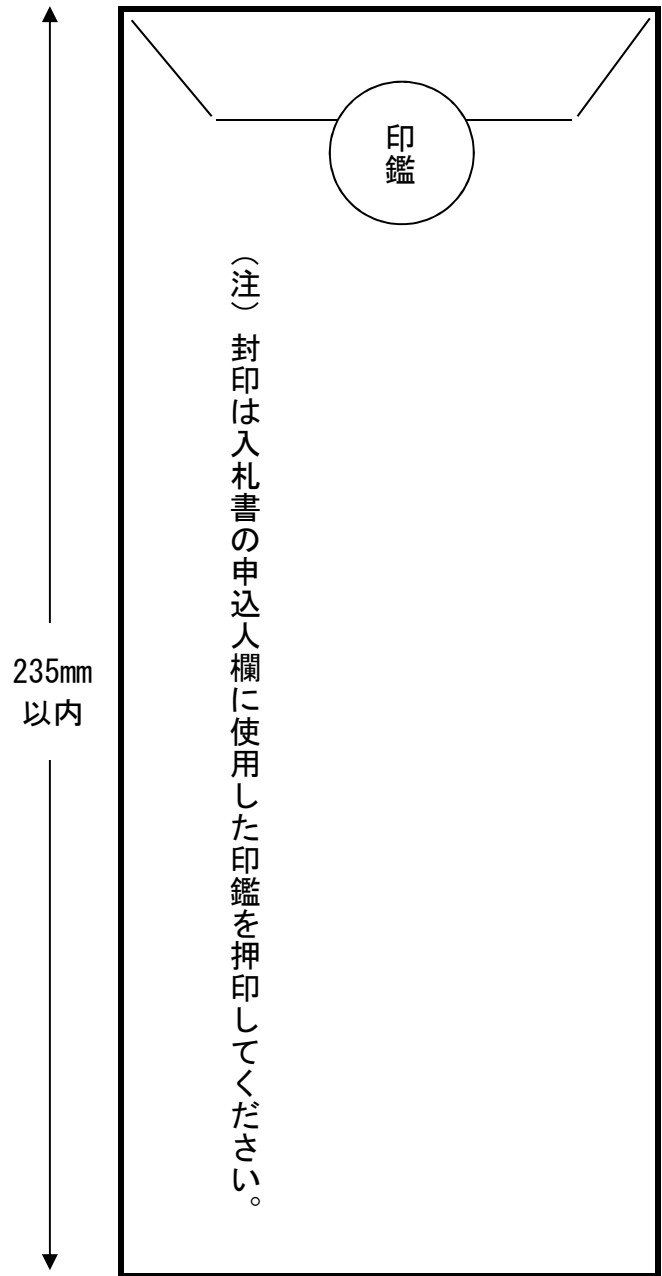
また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

【 封筒記載例 】

封筒 表

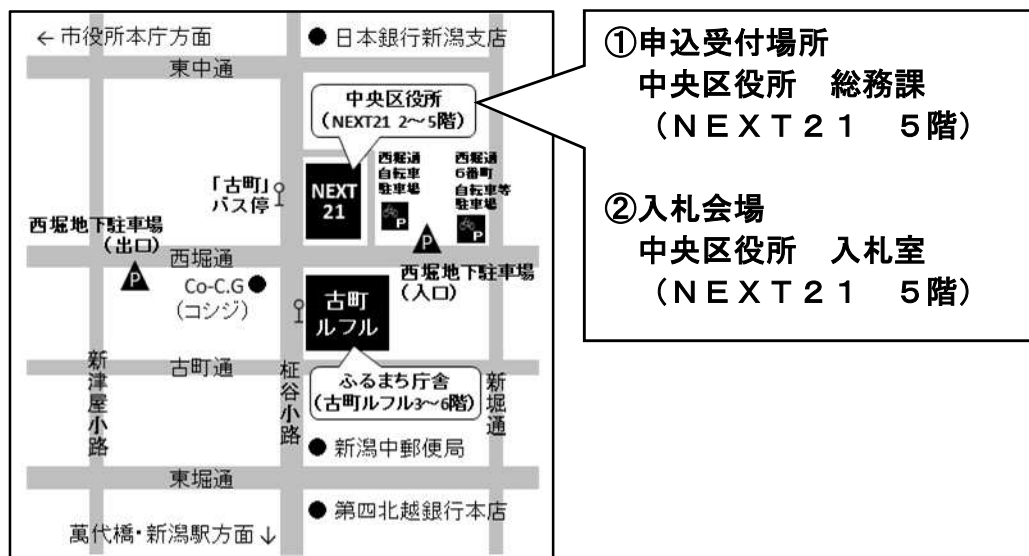


封筒 裏



※封筒の色は自由

## 【 申込受付場所・入札会場 案内図 】



- ① 申込受付場所  
新潟市中央区役所 総務課  
(新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階)
- ② 入札会場  
新潟市中央区役所 入札室  
(新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階)

## 【 問い合わせ先 】

〒951-8553  
新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階  
新潟市中央区役所総務課  
電話 : 025-223-7082  
FAX : 025-224-1520  
メール : somu.c@city.niigata.lg.jp